



【活動報告】

連合と「共同宣言」を採択、6年ぶり 「重要な社会的機能を担う業界」を共有、明記 安心して働くことができる環境整備に双方連携

製造系人材サービス（請負・派遣など）の事業者業界団体である日本生産技能労務協会（JSLA、東京都港区、清水竜一会長、以下協会）は3月15日、日本労働組合総連合会（連合）と「派遣・有期労働者の処遇向上と 派遣・請負事業の適正な運営の促進に向けた共同宣言」を採択しました。2010年4月以来、6年ぶりとなる「共同宣言」は、2015年秋の労働者派遣法改正や社会的要請を踏まえつつ、各々が取り組むべき課題について話し合い、「互いの実践的な行動目標」を盛り込みました。当協会と日本の労働組合のナショナル・センターである連合が協議のテーブルを設け、新たな採択に至った「宣言」には重みがあります。



連合とは信頼関係を基に、従前から時々の課題をテーマに協議の場を持っており、今年に入ってから「新たな共同宣言」を議題に当協会理事と連合幹部が議論を重ねてきました。そして、3月15日に当協会会議室で最終的な詰めの話し合いを行い、会長の清水と連合の逢見直人事務局長＝写真・右＝が宣言を採択、調印しました。

最大の目的は、「派遣・有期労働者の雇用の安定と均等・均衡待遇の実現や労働力の需給調整という重要な社会的機能を担う派遣業界の適正な運営と健全な労使関係の確立を促進し、派遣・有期労働者が安心して働くことが出来る環境を整備していくこと」にあります。宣言の扉に、共有認識としてこの文言を明記しました。

内容は、「Ⅰ・事業の適正な運営の促進に向けた取り組み」、「Ⅱ・労働者の処遇向上に向けた取り組み」、「Ⅲ・今後の両団体の協議体制に関わる事項」で構成。ⅠとⅡ

のそれぞれにおいて「協会の取り組み」、「連合の取り組み」、「共同の取り組み」の3つに分けて整理し、具体的な項目を記しました。



主な項目を挙げると、「I」における「共同の取り組み」で、「製造請負優良適正事業者認定制度や優良派遣事業者認定制度の普及を促進させ、不適正な派遣元事業者などの存続・参入を許さず、優良な事業者を育成する仕組みを構築するとともに、派遣・有期労働者の保護やキャリア形成に資する制度のあり方について

【調印後にマスコミの取材・写真撮影に応じる協会と連合幹部】

て引き続き検討する」などと記載し、互いの取り組みとして位置付けています。

「II」では「協会の取り組み」において、派遣法のみならず関係法令の順守を12項目におよび明記。このうち、労使のあり方に関する部分では、「労働組合活動に関する理解促進に努めること」と記しました。同じく、「II」の「連合の取り組み」では、連合が構成組織を通じて、派遣先（発注者）の労働組合に対して求める項目のひとつとして、「均衡待遇を実現できる水準で派遣料金を設定するよう派遣先事業主に求めること」と記述してあります。

■宣言全文は3月15日に協会会員に速報配信しています。

「共同宣言」は、2010年4月26日に当協会と連合の間で「派遣・請負労働者の処遇改善と派遣・請負事業の適正かつ健全な運営の促進に向けた共同宣言」を採択しており、今回の新たな宣言でさらに互いの連携が深まることが期待されています。



【連合幹部（手前）と連合会館で協議する協会理事・職員＝3月4日】

※日本労働組合総連合会（連合）＝連合は、1989年に結成された日本のナショナル・センター（全国中央組織）です。加盟組合員は約686万人。

本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本生産技能労務協会 事務局

TEL: (03)-6721-5361 FAX: (03)-6721-5362 E-mail: ginokyo@js-gino.org

協会概要

【名称】 一般社団法人 日本生産技能労務協会 【設立】 2000年10月3日

【所在地】 東京都港区新橋4-5-1 アーバン新橋ビル9F 【TEL】 03-6721-5361(代) 【代表者】 会長 清水竜一

【会員数】 正会員数91社、賛助会員数43社(2016年3月現在) 【HP】 <http://js-gino.org/>